

2022年度「第10回各務原元気まつり」 飲食出店要項

開催概要

- 日 時 令和4年9月3日(土)
第1部：午前11時～午後6時
第2部：午後7時半～午後8時 ※花火打ち上げ
※午前11時から販売開始
※店舗営業のため、第1部（午後6時まで）のみの出店でも可
※来場者の安全確保のため、車を取り入れての搬入作業は午前9時～10時、搬出作業は午後8時30分以降になります（手作業搬出は随時可）
- 会場 各務原市民公園
○主催 各務原商工会議所

出店概要

- 出店場所 各務原市民公園内
↓テント配置イメージ図



- 出店料 1ブース1コマ（間口2.7m×奥行3.6m）
テント営業：1小間あたり5,000円（税込）
移動販売(車)：3,000円（税込）
※机・椅子・電源は含まれていません
- 小間使用 1ブース1小間（間口2.7m×奥行3.6m）
※①5.4m×3.6mテントの半分
②移動販売車の場合⇒5.0m×3.6m
③1社最大2小間（テント1張）までとします
④小間の配置は事務局一任とさせていただきます
⑤書類審査後に請求書を郵送させていただきますので、期日まで

にお振込ください

- 備品 机 (L1.8m×W0.9m×H0.7m) 1卓 1,000円
椅子 (パイプ椅子) 1脚 500円
電源 (100V) 1,500Wまで ⇒ 500Wごと1,000円を加算
1,500W～4,000W ⇒ 500Wごと3,000円を加算

使用電気量	料金	使用電気量	料金
～500W	1,000円	2,500W～3,000W	9,000円
501W～1,000W	2,000円	3,001W～3,500W	12,000円
1,001W～1,500W	3,000円	3,501W～4,000W	15,000円
1,501W～2,000W	6,000円	4,000W超	18,000円

- 給水設備 **水の提供はありませんので各自ご用意ください**
(市民公園内等、公共施設の水道利用はできません)
- 営業許可 臨時営業許可が必要な方は、各自で岐阜保健所(各務原市那加不動丘1-1)へご申請ください
- 出店条件 各務原商工会議所会員事業所であり、出店申込する業態・業種での実店舗を各務原市内に有すること

申込み

- 申込方法 商工会議所窓口もしくは各務原商工会議所ホームページより「出店申込書」をダウンロードのうえ、締切日までにメール・郵送・FAXのいずれかの方法でお申込ください
※各務原商工会議所ホームページ：<http://www.cci-k.or.jp/>
- 申込締切 令和4年7月4日(月)必着
※申込み多数の場合は書類審査並びに抽選とさせていただきます
※結果は7月8日(金)午後4時に商工会議所ホームページで出店者一覧を掲載いたします
- 選考基準 次の各号に掲げる事項を各務原商工会議所において審査し、適当と認められる方を優先的に選定します
- ①日常的に市内において奉仕活動をしている団体
 - ②公共性・公益性が高い市内の法人または企業及びこれらに準ずる団体
 - ③過去の市内イベントへの出店状況を考慮(出店ルールの遵守、他店舗との調和、出店・販売マナーなど)
 - ④販売品目について、他店舗との重複過多などを考慮
- ※申込多数の場合は、上記の書類選考で選定された団体を除いて抽選します
- ※選考・抽選結果について内容照会などの事務局へのお問合せには一切お答えできませんので、ご理解とご了承のうえお申込みくだ

さい

- 注意事項 以下の注意事項を遵守できる方のみ、出店の申込みをしてください
申込みをされた方は以下の注意事項を遵守するとみなします
- ・ いかなくとも周囲への安全に十分注意すること。万が一来場者に怪我等をさせてしまった場合は、一切の責任を取り、速やかに事務局に報告すること。特に火器・燃料を使用する場合、もしくは食品を取り扱う場合は法令・使用手順を遵守すること
 - ・ 来場者及び出店者間で紛争等を起こさないこと
 - ・ 来場者に不安感又は嫌悪感を与えるような服装、言語及び態度をとらないこと
 - ・ 営業を終わった後は清掃を行い、原状回復を確実に行うこと。ゴミを会場及び会場のゴミ集積場に捨てないこと
 - ・ 会場周辺の道路に違法駐車しないこと
 - ・ 店舗枠を申請名義人以外の方に権利譲渡や貸出しをしないこと。また、出店名義の「また貸し」をしないこと
 - ・ 出店者又は従事者は、「岐阜県暴力団排除条例」における暴力団及び暴力団員等ではないこと
 - ・ 出店現場に申込書に記載された代表者または担当者が常駐すること
 - ・ 飲食物取扱出店者は保健所への申請どおりに出店し、許可書または申請書の写しを携帯すること。また、営業許可等は出展者の責任で必ず得ること
 - ・ 酒類等の販売は可。ただし、県の要請があった場合には販売禁止とする
 - ・ 飲食関係での出展は、汚損防止のためテント内地面を防炎シートまたはブルーシートで覆うこと
 - ・ 会場内には給排水場所はないため、水は各自持ち込み、固形物・油等が入った汚水は持ち帰ること
 - ・ 申込申請した容量数を超えて電気を使わないこと
 - ・ 搬入搬出は決められた時間に完了すること
 - ・ 事務局が指定した「出店場所」で販売を行うこと。小間のはみ出し及び強引な販売行為を行わないこと
 - ・ 社会通念上不適当と思われるもの並びに偽ブランド品・海賊版・コピー商品などの違法商品・盗品・危険物・医薬品の場内への持ち込み及び法律・関係諸条例に抵触する物品の持込、販売行為を行わないこと
 - ・ 射的、輪投げ等の遊戯とみなされる出店はしないこと
 - ・ その他各務原元気まつり本部の指示に従うこと

○申込先 各務原商工会議所

〒504-0912 各務原市那加桜町2-186

各務原商工会議所内 担当：小川・高場・市橋

TEL：058-382-7101

FAX：058-371-0100

各務原商工会議所ホームページ <http://www.cci-k.or.jp/>